

令和 2 年度

定期 監査 結果 報告 書

智頭町 監査 委員

目 次

	ページ
1. 準拠した基準	1
2. 監査の種類	1
3. 監査の実施期間及び対象課等	1
4. 監査の着眼点	2
5. 監査の主な実施内容	2
6. 留意事項	2
7. 監査の結果等	2～15
I. 監査の結果	
(1) 指摘事項及び意見	
ア. 共通指摘事項	3
(ア) 内部統制体制の整備推進について	
(イ) 随意契約について	
イ. 個別指摘事項	5
【改善】	
<<総務課>>	
(ア) 財務規則第143条について	
(イ) 財務規則第143条第2項について	
【検討】	
<<総務課>>	
(ア) 随意契約の相手方の資格について	
(イ) 財務規則第135条について	
(ウ) 財務規則第136条の2について	
(エ) 財務規則第143条の3について	
(オ) 補助金等交付規則の全部改定について	
(カ) 補助金に係る消費税仕入控除税額等の取扱いについて	
(2) フォローアップ監査	9
II. 提言（定期監査結果報告書添付意見）	14

注 記

監査の結果等において文中使用する法令名は、次のとおり省略して表記した。その他の法令及び規則等については、法令年、法令番号、告示年、告示番号などを省略した。

「地方自治法（昭和22年法律第67号）」→「法」

「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」→「政令」

「智頭町財務規則（昭和40年4月1日規則第1号）」→「財務規則」

「智頭町補助金等交付規則（平成23年3月29日規則第4号）」→「補助金等交付規則」

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」

→「適正化法」

(関係条文)

- ・ 地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

- ・ 地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

- ・ 地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

- ・ 地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

- ・ 地方自治法第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

- ・ 地方自治法第199条第14項

監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

令和2年度定期監査の結果に関する報告

1. 準拠した基準

智頭町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して監査を行った。

2. 監査の種類

(1) 財務の執行に関する監査

地方自治法第199条第1項に基づき、財務の執行に関する監査（財務監査）を実施した。

(2) 事業の執行に関する監査

地方自治法第199条第2項に基づき、事務事業の執行に関する監査（行政監査）を実施した。

3. 監査の実施期間及び対象課等

地方自治法第199条第4項に基づき、令和2年10月14日から10月30日までの間、期日を定めて監査を実施した。

なお、監査の対象課及び実施日程、実施場所は、次のとおりである。

実施日	監査対象課		実施場所
10月14日(水)	会計課	公共用地先行取得事業	議員控室
	総務課		
	議会事務局		
10月16日(金)	税務住民課	住宅新築資金等貸付事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、国民健康保険事業（国保税・徴収費）	議員控室
10月19日(月)	地籍調査課		議員控室
	農業委員会		
	地域整備課		
10月21日(水)	福祉課	国民健康保険事業、介護保険事業、介護保険サービス事業、後期高齢者医療	ほのぼの会議室
10月23日(金)	教育委員会		議員控室
10月26日(月)	企画課		議員控室
10月27日(火)	教育委員会		議員控室
	水道事業		
10月28日(水)	病院事業		ほのぼの会議室
10月29日(木)	山村再生課		議員控室
10月30日(金)	総務課		議員控室

4. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理及び事務事業の執行について、法令に適合し適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、町の組織及び運営の合理化に努めているかなどの観点から監査を実施した。

なお、財務監査及び行政監査は、毎会計年度期日を定めて実施する定期監査として実施した。(智頭町監査基準第2条第2項)

特定テーマ

- (1) 智頭町財務規則(随意契約)の可視化について
- (2) 智頭町補助金等交付規則の可視化について

5. 監査の主な実施内容

(1) 監査の範囲

ア. 令和2年4月～令和2年8月における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他事務事業の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E(経済性、効率性、有効性)の観点から監査を実施した。

なお、必要に応じて、令和元年度の事務事業の執行についても監査の範囲とした。

イ. 本町の内部統制体制の整備状況について、監査を実施した。

ウ. 監査結果のフォローアップとして、過年度の定期監査における指摘事項の措置状況について、監査を実施した。

(2) 監査の方法

監査にあたっては、事前に定期監査調書と関係資料の提出を求め、その資料に基づき、照合・検査等を実施するとともに、課長及び関係職員から事務事業等の状況について説明を受け、聞き取りにより現状を把握した。

監査の中で改善や検討が必要と判断したものについては、組織全体に係るものを共通事項として意見を記載し、個別事項に対するものは、課別に意見を記載した。

6. 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨を留意いただき、遺漏なきよう努められたい。

7. 監査の結果等

I. 監査の結果(法第199条第9項)

下表のとおりであり、指摘事項が見られたので、適切な措置を講じるとともに、組織全体での再発防止に努められたい。

また、共通指摘事項については、各課の指摘事項としての共通認識を持ち、適正な事務を行われたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき軽易な事項などは、その都度口頭で

改善を促した。

個別指摘事項	件数
(1)【改善】	2件
(2)【検討】	6件
(3)【注意】	0件

個別指摘事項については、次の区分によるものである。

(1)【改善】(改善が必要なもの)

- ・法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
- ・予算を目的外に支出しているもの
- ・不経済な行為又は損害を生じているもの
- ・収入確保上や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの
- ・その他事務処理等が著しく不適切又は妥当性を欠くと認められるもの

(2)【検討】(検討を要するもの)

- ・事務の処理方法の統一など各部局間の調整を要するもの
- ・予算措置上又は制度上の不備で検討を要するもの

(3)【注意】(注意すべきもの)

- ・事務処理の記載誤り、記載漏れなどの軽易な誤りのもの
- ・【検討】又は【改善】とする程度にはないが、注意が必要と認められるもの
- ・その他今後の事務処理にあたり、留意すべきもの

II. 提言(定期監査結果報告書添付意見)

法第199条第10項の規定により、監査委員が必要と認めるときに、本町の組織及び運営の合理化に資するため監査結果報告に添える監査結果を踏まえた意見で、本年度は「補助金等の整理合理化」について提言を行う。

監査の結果及び提言の詳細は、後述のとおりである。

I. 監査の結果

(1) 指摘事項及び意見

ア. 共通指摘事項

(ア) 内部統制体制の整備推進について

地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする「組織目的」が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、「組織目的」の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じる(リスクを一定の水準以下に抑える)ことで、事務の適正な執行を確保することである。

総務省は、内部統制の4つの「組織目的」として、①業務の効率かつ効果的な遂行(担当職員の個人的な経験や能力等に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすること)②財務報告等の信頼

性の確保（組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保）③業務に関わる法令等の遵守（業務に関わる法令その他の規範を遵守すること）④資産の保全（資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること）を掲げている。

地方公共団体においては、すでに団体ごとの特性に応じた様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、内部統制の制度が導入されていない段階でも、一定の範囲で各組織において内部統制が存在しているといわれている。内部統制の基本的な枠組みに基づき、既存の取り組みを整理し、必要に応じて改善又は是正を図る（現状の内部統制を可視化して、リスクに対応する）ことで、地方公共団体の「組織目的」をより確実に達成することが可能となると考える。

前回の定期監査においては、内部統制でいう「組織全体として間違いを防ぎ、組織が健全に機能するための基準や手続き」が定められているかという観点から、内部統制の整備の方法のひとつである「ルールの可視化」に着目して監査を実施した。

前回の定期監査の指摘を受けて、改善措置として、財務規則の一部見直しがなされ、〈契約事務の手引き（第1版）〉及び〈随意契約に関するガイドライン（第2版）〉が総務課事務連絡（令和2年8月4日付）として職員に周知されるなど、「ルールの可視化」が実施されているが、本監査においては、対象期間が令和2年4月から8月であったことから、周知徹底がなされていなかったことが確認された。さらに周知徹底を図らねばならない。

本監査では、引き続き、財務規則（随意契約）及び補助金等交付規則に係る「ルールの可視化」に着目して監査を実施した。内容については、個別指摘事項の記載のとおりであり、適正な事務処理を実施されたい。

（イ）随意契約について

地方公共団体が締結する契約は、地方自治法では競争入札（一般競争入札又は指名競争入札）を原則としており、政令（第167条の2第1項）で定める場合に限り例外的に随意契約によることができるとされている。

随意契約によるかどうかは、契約ごとに内容・性質・目的のほか、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に検証して慎重に判断し、契約手続きの透明性を高め、町民の理解が得られるようにしなければならない。随意契約を行おうとするときは、次の点に留意することが必要である。

①政令第167条の2第1項第1号から第9号までのどの号に該当するかを明らかにする必要がある。特に、特命随意契約（1者随契）については、真にやむを得ない理由がある場合にのみ適用できるものであり、契約の相手方の選定が恣意的にならないよう、注意が必要である。

②競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して（指名競争見積合わせ）、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を契約相手に決定する。単に「過去の実績」、「業務に精通している」、「使い勝手がよい」という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。

③特命随意契約（1者随契）とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにし、町民に対する説明責任を念頭に行うことが重要である。

④随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で行った場合、その契約職員や契約締結の権限を有する職員は、責任を問われることになる。

本監査では、監査調書の委託料調により、令和2年4月から8月までの委託契約件数283件のうち1者随契は267件で、全体の94%を占めていることが確認された。

1者随契とする場合は、根拠法令の条項や、透明性を高めるためにどのような検証を行い、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにする必要がある。

こうした観点から、抽出により委託契約の締結起案を確認したが、業者選定理由の記載について、事務取扱いが統一されていないことが判明した。上記留意事項及び1者随契に係る事務取扱いを周知徹底されたい。

イ. 個別指摘事項

【改善】

《総務課》

(ア) 財務規則第143条について

法第234条（契約の締結）第1項では、売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする旨を、第2項では、前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによりすることができる旨規定されている。

政令第167条の2第1項では、法第234条第2項の規定により随意契約によりすることができる場合として、第1号から第9号まで規定されている。このうち第1号では、契約の種類に応じ定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときと規定されている。しかし、現行の財務規則第143条第1項では、法令根拠が明示されないまま、随意契約によりすることができる場合として、(1)から(7)の契約を規定している。

財務規則第143条（随意契約によりすることができる場合の契約金額）として、「政令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によりすることができる場合の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。」との規定の見直しをする必要がある。

(2)から(7)の契約の記載は省略し、法令根拠を明示した上で、第1号の少額随意契約に限定すべきと思われる。ただし、第1号から第9号の適用については、随意契約ガイドライン等において、各号の説明、具体的な事例、注意事項等を解説し、周知徹底する必要がある。

(イ) 財務規則第143条の2について

政令第167条の2第1項第3号を適用する随意契約とは、特定の施設等（シルバー人材センターや障害者支援施設など）から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をいう。また、同条同項第4号を適用する随意契約とは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通公共団体の長の認定を受けたものが新商品として生産する物品を買い入れる契約をいう。

政令第167条の2第1項第3号及び第4号（以下「特定随意契約」という。）では、それぞれの契約を普通地方公共団体の規則で定める手続きにより随意契約できることが規定されており、「普通地方公共団体の規則で定める手続き」として、特定随意契約に係る「発注見通し」（契約締結前）及び「契約状況」（契約締結後）の公表の手続きを財務規則に規定する必要がある。

しかし、平成16年には特定随意契約制度が導入されているものの、財務規則第143条第1項には、随意契約によることができる場合として、特定随意契約を規定していないことが判明した。

財務規則第143条の2（随意契約によることができる場合の公表の手続き）として、「政令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。（1）あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

（2）契約を締結前において、次に掲げる事項を公表すること。ア．契約の内容 イ．契約の相手方の選定基準及び決定方法 ウ．契約の相手方となるための申請方法 エ．その他町長が必要と認める事項（3）契約を締結した後において、次に掲げる事項を公表すること。ア．契約の内容 イ．契約の相手方 ウ．契約締結日 エ．契約金額 オ．契約の相手方とした理由 カ．その他町長が必要と認める事項」との規定を制定する必要がある。法令等に沿った適正な事務処理を執行されたい。

【参考】特定随意契約制度の導入

政令が以下の通り一部改正され、一定の政策目的を達成するために必要な場合において、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、シルバー人材センターや障害支援施設等の特定の団体と随意契約を締結することができる特定随意契約制度が創設された。

【平成16年 政令一部改正 随意契約（第167条の2関係）】

随意契約の対象となる契約の拡大

- ①「福祉関係施設等から地方公共団体の規則で定める手続きにより物品等を調達契約」を追加
- ②「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れる契約」

【平成20年 政令の一部改正 随意契約（第167条の2第3号関係）】

- ①に役務の提供を受ける契約を追加

【検討】

≪総務課≫

(ア) 随意契約の相手方の資格について

随意契約の相手方には競争入札参加資格は必ずしも必要ではないが、随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外方式であることに鑑み、なるべく入札参加有資格名簿に登録されているものと契約することが原則であると思われる。

財務規則で、(随意契約の相手方の資格)として、「契約の相手方は、財務規則第129条の規定により名簿に登録された者又は政令第167条の11第2項の資格を有する者のうちから定めなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めた場合に限り、有資格者以外の者から選定することができる。」との規定の制定について、または随意契約ガイドラインで、留意事項として随意契約の相手方の資格について説明することについて検討されたい。

また、智頭町小規模契約希望登録制度を設けることにより、競争入札参加資格者名簿に登録されていない方の受注機会の拡大になるものとする。

【参考】小規模契約希望者登録制度

町が発注する小規模な契約(契約金額が50万円未満の修繕、物品調達、役務提供等)の受注を希望される方の登録制度を設ける。この登録申請をし、審査に合格された方は、智頭町契約希望者登録名簿に登録され、町が発注する小規模な契約の際の業者選定の対象となる。町内に主たる事業所を有し、競争入札参加資格者名簿に登録されていない方の受注機会を拡大しようとするものである。

(イ) 財務規則第135条について

第135条では、「町長は、一般競争入札に付する事項の価格を(略)予定し、その予定価格を封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。」と規定している。この規定を(予定価格調書の作成)として、「(略)その予定価格を記載した予定価格調書を封書にし、(略)。」との規定の見直しについて検討されたい。

(ウ) 財務規則第136条の2について

政令第167条の10(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)第2項では、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」と規定されている。

財務規則には、最低制限価格について規定していないことから、第136条の2として、(最低制限価格の決定)に関する規定について検討されたい。

(エ) 財務規則第143条の3について

第143条第2項では、「前項により随意契約によろうとするときは、あらかじめ第135条の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格が30万円を超えないものは、この限りではない。」としている。

この規定を削除し、第143条の3（予定価格調書の作成）として、「町長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第135条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格調書の作成は、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。（1）予定価格が30万円を超えないもの。（2）町長が特にその必要がないと認めるとき。」との規定の制定について検討されたい。

(オ) 補助金等交付規則の全部改定について

前回の定期監査では、補助金等交付規則の見直しについては、①「補助金等の額の確定」条項を制定することによる実績報告書の審査内容の充実について、②「補助金等の交付に関する指針」の策定について指摘をした。

本監査では、補助金等交付規則の各条項の見直し及び制定が必要と思われる条文について検討を行った結果、全面的に問題点を可視化する必要があると判断し、補助金等交付規則（別紙）を策定した。別紙を参考にして、補助金等交付規則の全部改正を検討されたい。

なお、補助金等交付規則（別紙）の策定に当たっては、適正化法の条文を基に策定されている県及び市の補助金等交付規則を参考にした。

(カ) 補助金に係る消費税仕入控除税額等の取扱いについて

消費税はその制度上、重複して消費税が課されないよう、仕入税額控除制度が設けられている。一方、補助金の充当を受けた経費の消費税は、課税仕入れに対して支払った消費税として控除することができる。

そのため、補助事業者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除をした場合には、補助金収入は非課税売上として計上されることから、当該補助事業者は補助金の充当を受けた経費に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このことから、智頭町では各補助金交付要綱において、補助対象事業から消費税を除いて交付するか、補助金の交付は消費税を含めて行い、補助事業完了後に仕入控除税額が確定した場合は、その金額に係る補助金の返還を求める規定を設けることとしている。

本町が行う補助事業において、消費税の仕入控除税額がどのように補助金交付要綱等に規定されているか監査した結果、一部補助金交付要綱に当該規定が見られたものの、当該規定についての事務取扱いが徹底されていないことが判明したことから、適切な事務の執行の周知徹底について検討されたい。

(2) フォローアップ監査

ア. 監査結果フォローアップとは

地方自治法第199条第14項の規定により、町長等が監査結果に基づき改善を図ったときは、その措置状況を監査委員に通知することになっている。

フォローアップ監査は、町長等から通知のあった措置状況について、内部統制の観点から再度検証を行い、改善が認められない事項については再度指摘をし、牽制機能を発揮することで監査の実効性を高めることを目的に実施するものである。

イ. フォローアップの対象となる指摘事項

令和元年度定期監査の対象となった9件の指摘事項。

ウ. フォローアップの結果

前回の定期監査の指摘事項9件(改善4件、検討5件)を確認したところ、その結果は次の通りであった。

状 況	件 数
i. 指摘事項に対する措置状況がすでに通知されているもの	9件
(i) 改善が認められないため再度指摘したもの	(6件)
(ii) 措置状況が確認できたもの	(3件)
ii. 指摘事項に対する措置状況が未だ通知されていないもの	0件

i. 指摘事項に対する措置状況が既に通知されているもの

(i) 改善が認められないため再度指摘したもの

①会計検査の実施状況について

指摘事項の概要 【改善】 《総務課》	財務規則第221条、第222条で、町長の会計検査の実施、会計検査員の町長への報告をそれぞれ規定している。また、第221条では、「町長の会計検査」と記載すべきところ「町長の会計監査」と誤記載している。本監査では、会計検査が実施されていないことが判明した。規定に沿った適正な事務処理を行われたい。
措置状況	財務規則第221条の誤記載は修正済み。 会計検査方法については現在検討中（主要事業をピックアップし、会計検査院の検査方法を参考に実施する予定）。
検査結果	財務規則第221条の誤記載の修正については確認済み。 会計検査の実施については、検討中であることから再度、指摘することとした。

②物品の管理状況について

指摘事項の概要 【改善】	財務規則第193条で、物品の照合及び報告をそれぞれ規定している。しかしながら、本監査では、物品について、
-----------------	------------------------------------------------------

《総務課》	<p>関係帳簿と現物の照合及び報告等の事務処理が適正に行われていない事例が見受けられた。</p> <p>財務書類に資産計上する重要物品については、財務規則で、「重要物品の定義」を規定する必要がある。そのうえで、重要物品を保管する所管課においては、改めて、重要物品について総点検するなど、確実な現状把握に努められたい。</p> <p>併せて、物品の管理及び運用に関する管理体制を適切に整備するためにも、物品照合等を含めた取得、出納、保管及び処分に関する取扱手続を定めた【物品会計規則】等を作成するなど、事務手続きの適正化を図られたい。</p>
措置状況	<p>物品管理についてのガイドラインの作成及び各課への周知を今後実施予定。</p> <p>財務規則第173条（物品の分類）、第184条（保管の方法）及び様式第130号（備品台帳、第192条関係）、様式138号（物品整理簿、第192条関係）、様式139号（物品現在高報告書、第193条関係）を改正済み。</p>
検査結果	<p>財務規則第173条（別表第3削除）、第184条（様式130号、138号、139号）の改正については確認済み。</p> <p>物品の管理についてのガイドラインの作成及び各課への周知について今後実施予定であること、財務規則上の重要物品の定義及び重要物品の総点検について未実施であることから再度指摘することとした。</p> <p>【物品会計規則】作成についても検討されたい。</p>

③業務委託契約等における契約内容の履行確保について

<p>指摘事項の概要</p> <p>【改善】</p> <p>総務課</p>	<p>地方自治法第234条の2第1項では、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又はその他の契約を締結した場合において、職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため（中略）必要な監督又は検査をしなければならない旨規定されている。</p> <p>しかし、財務規則第116条（検査命令）、第119条（検査調書）では、その他の請負契約（業務委託契約）について規定しておらず、法第234条の2第1項の契約要件を充足していない。</p> <p>完了検査を行うにあたり、工事などの場合は、目視や動作確認により検査を行うことができるが、委託業務の中には、役務提供を目的とした契約など、目視により成果物を検査することができない場合がある。</p>
----------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>このような契約の完了検査については、委託契約に基づく対価を支払う前提として、委託業務の履行の内容が契約書、仕様書通りに適正に行われているか否かを、履行完了後に受託者から提供される完了（実績）報告書に基づき、実績審査を行い、委託業務の履行確認を行う必要があると思われる。</p> <p>検査の適正化に向け、事業実績が確認できる写真や資料を添付し、仕様書に記載された内容の履行が確認できる検査調書を作成するなど、検査体制について全面的に見直す必要がある。</p>
措置状況	<p>財務規則第118条改正済み。</p> <p>検査調書についてはチェック項目を追加するなど再考の必要があるため保留。</p>
検査結果	<p>検査調書の見直しは、〈契約事務の手引き〉（令和2年8月4日総務課事務連絡）において確認済み。</p> <p>財務規則第116条では、検査命令を出す契約に、第119条においては、検査調書を作成しなければならない契約に、それぞれ工事又は製造の請負若しくは物件の取得のみで、その他の請負契約（委託業務）について規定していない。第118条の検査調書については、立会者欄の検討未実施。そのため、再度指摘することとした。</p>

④財務規則の見直しについて

<p>指摘事項の概要</p> <p>【検討】</p> <p>総務課</p>	<p>見直しが必要と思われる条項を以下に列挙したので参考にし、財務規則全般の見直しを行われたい。</p> <p>（ア）第65条（支出負担行為の実施）（イ）第69条（支出命令の審査）（ウ）第101条（決算）（エ）第102条（契約書の作成）（オ）第105条（契約保証金）（カ）第114条（前金払）（キ）第118条（検査の執行）（ク）第119条（検査調書）（ケ）第143条（随意契約によることの場合等）、第144条（見積書の徴収）（コ）第144条（随意契約の見積書の徴収）（サ）第151条（公有財差の所管）（シ）第170条（財産台帳）（ス）第171条（財産の記録管理）（セ）第182条（使用中の物品の保管責任）、第193条（物品の照合及び報告）（ソ）第184条（保管の方法）（タ）第223条（備えるべき帳簿）（チ）職員の賠償責任</p>
措置状況	<p>財務規則第69条、第101条、第105条、第114条、第118条、第143条、第173条、第184条を改正</p>

	<p>し、第231条を新設した。</p> <p>様式41号、42号、43号、103号、104号、105号、130号、138号、139号の改正を行った。</p> <p>別表第3（第173条関係）を削除した。</p> <p>「契約事務の手引き」、「随意契約に関するガイドライン（第2版）」を作成し、工事進行管理委員会で提案、検討を行った。</p> <p>財務規則第151条、第170条、第171条、第182条、第193条、第223条に関しては、物品の管理と合わせ、管理方法や取扱に関するガイドラインを作成予定。</p>
<p>検査結果</p>	<p>【検討】財務規則（イ）第69条（第12号新設）、（ウ）第101条（第2項新設）、（オ）第105条（第1項改正）、（カ）第114条（第2項改正）、（キ）第118条（第4項新設）、（ソ）第184条（第1項改正）、（チ）第231条（新設）については、新設及び改正済みを確認。</p> <p>財務規則（コ）第144条（随意契約の見積書の徴取）については、〈随意契約に関するガイドライン（第2版）〉令和2年8月4日総務課事務連絡で確認済み。</p> <p>財務規則（ケ）第143条第2項について、一定条件下での予定価格調書作成の省略（30万円以下の契約）は改正済みを確認済。</p> <p>財務規則（オ）第105条（契約保証金免除理由記載の周知徹底）については、〈契約事務の手引き（第1版）〉令和2年8月4日総務課事務連絡で確認済み。</p> <p>以下の条項については、下記の理由のため、再度指摘することとした。</p> <p>【検討】財務規則（ア）第65条（支出負担行為の実施）第1項において、支出負担行為に係る決定の際、「支出負担行為決議書又は支出負担行為兼支出命令書」を起票しなければならない旨を具体的に規定することについて検討未実施。</p> <p>財務規則（エ）第102条（契約書の作成）においては、「仮契約書の作成」（議会の承認に付すべき契約）の規定の新設について検討未実施。</p> <p>財務規則（ク）第119条（検査調書）においては、その他の請負契約が検査調書の対象となっていないことの検討未実施。</p> <p>財務規則（サ）第151条（公有財産の所管）、（シ）第1</p>

	70条（財産台帳）、（ス）第171条（財産の記録管理）、（セ）第182条（使用中の物品の保管責任）、（タ）第223条（備えるべき帳簿）については、物品の管理と合わせ、管理方法や取扱に関するガイドラインを作成予定である。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤補助金等交付規則の見直しについて

指摘事項の概要 【検討】 総務課	<p>現状の実績報告書の審査、検査内容については大きな問題を内包していることから、実績報告を受けたときは、当該報告書の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき「補助金等の額を確定」し、補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者等に通知する旨を規定し、実績報告書の審査内容を充実させる必要がある。</p> <p>また、町が支出する補助金等について、公平性や公益性を確保しながら、より透明性のある運用をするため、「補助金等の交付に関する指針」の作成が必要と思われる。</p>
措置状況	<p>補助金等交付規則改正済み。</p> <p>補助金及び負担金の交付に関するガイドラインについては未着手。特に負担金の適性については標準化が困難であり、町として見直しの目線を規定しなければならないと考えている。</p>
検査結果	<p>「補助金等の額の確定」については、補助金等交付規則第17条（新設）で改正済みを確認。</p> <p>「補助金等の交付に関する指針」の作成については未着手。そのため、再度指摘することとした。</p>

⑥事務決裁規程の見直しについて

指摘事項の概要 【検討】 総務課	<p>（ア）支出負担行為と契約等の執行何の決裁（専決）区分について</p> <p>現行の事務決裁規程及び通達文書では、決裁事項に対する（専決）区分が不明瞭であること及び決裁事項の項目が不十分であることから、適正な事務処理がなされていないと思われる。決裁事項に対する決裁（専決）区分の関係を一案表にして明瞭化することが必要であると思われる。</p> <p>（イ）第5条（代決）、別表第2（第4条関係）</p> <p>会計管理者が不在の時の代決について規定していない。ま</p>
------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	た、別表第2（第4条関係）では、会計管理者の専決事項が規定していないことから見直しが必要と思われる。 （ウ）決裁等の順序について 決裁等の順序について、決裁事項で他の課等に関するものは、決裁または回議を受け、関係する課長に合議しなければならない旨制定する必要があると思われる。
措置状況	現時点で見直しできていない。
検査結果	現時点で見直しできていないため、再度指摘することとした。

（ii）措置状況が確認できたもの

前回の指摘事項のうち3件について、監査委員に通知された措置が対象課で実施されていたことを確認した。

- ①財政概況報告書の作成及び公表について【改善】《総務課》
- ②債権管理におけるマニュアルの整備について【検討】《税務住民課》
- ③病院事業事務決済規定の見直しについて【検討】《病院事業》

ii. 指摘事項に対する措置状況が未だに通知されていないもの

今回の監査対象課の所管する事務で、未だに措置状況が通知されていない指摘事項は0件であったことを確認した。

II. 提言（定期監査結果報告書添付意見）

前回の定期監査において、「今後の社会情勢の変化等による町民ニーズの多様化に対応するために、今後、町が支出する様々な補助金等について、公平性や公共性を確保しながら、より透明性のある運用をするための【補助金等の交付に関する指針】の作成」を検討事項として指摘したが、現在作成されていない状況であることから、本監査での監査結果フォローアップで再度指摘したところである。

補助金等は町の施策を展開する中で重要な役割を担ってきたが、その性質上反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源の多くが町民からの税金で賄われていることや、今後、町の歳入の伸びが期待できない中で、支出される補助金等が硬直化すると、新たな政策に取り組む財源が確保できない状況が考えられる。また、限られた財源の中で、今後予想される新たな行政需要に的確に対応していくためには、廃止・縮小すべきもの、新たに補助するものなど、見直しを行い、限られた財源を効果的に配分する予算に繋げていく必要がある。

こうしたことから、今回の定期監査においては、「補助金等の整理合理化」との観点から見解を述べる必要を認めたため、法第199条第10項の規定により普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するために監査の結果に添えて提出する意見として提言を行う。

【補助金等の整理合理化について】

補助金の支出は、法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」を法的根拠としている。

補助金は、政策目的を効率的に実現するための有効的な手段として、有効かつ重要な機能を果たしており、受益者が特定の者に偏らず、町民間に不公平が生じないように「公益性の確保」が必要である。(公益性の検証)

補助金は、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一度創設されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化（既得権化）するといった課題も指摘されている。補助金の原資も町民からの税金であることから、社会経済情勢や行政需要の変化に応じ、適切に施策を展開し効果の最大化を図る必要がある。(有効性の検証)

補助金は、その対象となる経費や補助率、補助金額が妥当なものであることが求められる。これらは、一度設定するとその後に見直しが行われないことが多く、現在でもこれらが妥当なものであるか改めて検証する必要がある。(妥当性の検証)

そのため、より効果を発揮できる制度へと改善していくことや、既存の補助金を見直すことにより、限られた財源を新たなニーズや施策に振り向けていくことで「予算の効果的配分」が可能となる。

しかし、現在の補助金等交付規則は、第1条で規定している「補助金等に係る予算の執行の適正化」を目的としており、交付申請、交付決定、補助金の額の確定など事務手続きを中心とした内容であり、見直しや交付効果の検証を前提としたものとなっていない。交付事務に至る前の評価・見直し等をいかに実施するかといった補助金交付の指針となる交付基準が無いことから、補助金が一度予算化されると、その効果が十分に評価されないまま既得権化する、という課題が生じている。

今後の補助金制度を運用していくに当たり、本町の補助金に対する考え方を明確に示し、全町的な補助金の「交付基準」として、【補助金等の交付に関する指針】（補助金ガイドライン）を策定し、町民への説明責任が果たせる仕組みを作る必要がある。

このような状況を受け、総務課を事務局として、補助金等調査検討委員会を設置し、「補助金ガイドライン」の策定について検討されたい。